

登校許可（指示）書

年 月 日

新潟県立看護大学

氏名 _____

医療機関名

医師名 ⑩

(ご署名される場合には、押印は不要です。)

1 病名 (該当する病名に○を付けてください)

①百日咳 ②麻疹 ③流行性耳下腺炎

④風しん ⑤水痘 ⑥咽頭結膜炎

⑦その他の感染症 [_____]

2 診断日 年 月 日

3 許可（指示）事項

年 月 日より、登校を許可します。

4 特記事項等 (上記以外の事項や指示がある場合はご記入ください)

[_____]

※裏面の「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準」をご参照ください。

【大学記入欄】

(新潟県立看護大学 教務学生課 電話 025-526-2811)

【登校許可（指示）書：裏面】

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準

（学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条）

	感染症名	出席停止の期間の基準
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、MARS、特定鳥インフルエンザ、	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（※）	

（※）大学で通常見られないような重大な流行が起こった場合に感染拡大を防ぐために感染性胃腸炎（ノロ、ロタウィルス）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症などは第三種感染症として出席停止の措置をとることがあります。